

極秘・秘・取扱注意・平

極秘作成部数 部の内 号

秘密指定権者決裁

秘密 指定 期間	平成 年 月 日迄、公表迄 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
----------------	----------------------------------

指 定 事 由	1 個人情報 4 公安秩序 (情報公開法 2 武人情報 5 内部検討 第5条該当号数) 3 外交情報 6 事務文書
---------	---

## 報告・供覧

●大臣	秘書官 ×3	主管 外交記録・情報公開室長 首席事務官	保 存 期 間 (30年) (10年) (5年) (3年) (1年) (1年未満)
●副大臣	●副大臣		平成 年 月 日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
●大臣政務官	●大臣政務官		
●大臣政務官	●大臣政務官		完結 平成 年 月 日
●大臣政務官	●大臣政務官		起案 平成 22年 7月 22日
●事務次官			起案者 電話番号 岡部大介 3646.
●外務審議官			
●官房長			
●秘書官が御了承とする場合には丁承 日付を決裁時に記入すること。			

回覧先

室内

官房総務課

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

行政刷新会議（行政透明化検討チーム）

(別紙の要点等)

22日、行政刷新会議行政透明化検討チーム（情報公開法改正）が開催されたところ、概要以下の通り（蓮舫大臣、階政務官、三宅弁護士他）。

1. 国の安全に関する情報の不開示要件（5条3号）

「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそれがある情報」に改正することに各委員から異論なし。

2. 訴訟におけるインカメラ審理導入と裁判官の守秘義務

裁判官の現行守秘義務（罰則なし）を維持することに各委員から異論なし。

3. 開示期限

三宅弁護士は、「14日+30日+行政機関が決めるα日」までに開示決定を行い、「14日+30日+120日」以内に決定がないときは、請求者は訴訟等に移行できるとする案を提示。階政務官他から、α日が青天井である等の意見あり。

【所見】上記1・2につき外務省等の意見は考慮されず。上記3は今後の運用次第の印象。（了）

行政透明化検討チーム議事要旨  
(外務省関係部分)

- ・ 日時 : 22年7月22日(木)午前10時から2時間
- ・ 場所 : 合同庁舎四号館12階会議室
- ・ 出席 : 蓮舫大臣(座長), 逢坂誠二総理大臣補佐官, 泉健太内閣府大臣政務官, 隅眞總務大臣政務官, 本多平直衆議院議員, 三宅弁護士(座長代理), 藤原筑波大教授, 橋本慶應大教授, 中島桜美林大講師, 三木NPO理事, 松村日大教授他

・ **要旨 :**

注1: 当省関心事項については蓮舫大臣からは発言なし。階政務官からは累次発言。

注2: 三宅代理の発言は、論点整理(資料4-1:公開室保管)に基づく。

**1. 国・公共の安全等に関する情報の不開示要件(5条3号)**

(三宅代理)「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそれがある情報」に改正したとしても、行政機関の高度の政策的・専門的・技術的な判断としての第一次判断を踏まえて判断がなされれば問題はない。  
⇒各委員から異論なし。  
⇒所見: 外務省の意見(7/9)等は考慮されず。

**2. 訴訟におけるインカメラ審理の導入**

(三宅代理)法務省ペーパーにおいて提起されている論点(双方審尋主義等)についてはさらに詰める必要がある。(詰めた上で、インカメラ審理を前向きに導入したいニュアンス。)  
⇒各委員から異論なし。  
⇒所見: 外務省の意見(7/9)等は考慮されず。

**3. 裁判官の守秘義務**

(三宅代理)裁判官については彈劾裁判又は分限裁判の手続きが設けられているので、守秘義務については問題ない。  
⇒罰則規定がないことについて特に言及なし。各委員から異論なし。  
⇒所見: 外務省の意見(7/9)と追加意見は考慮されず。

**4. 開示期限**

(三宅代理)土日祝日を除く14日+延長で30日以内に「相当の部分」を開示の上、「残りの部分」については行政機関が別途通知するα日の期間延長を認めてはどうか

(14+30+α)。ただし、14+30+120日が経過した時点で不開示が決定されたものと「みなし」、請求者は、(1)そのまま開示を待つ、又は(2)不服審査、訴訟に移行することを可能としてはどうか。

(階政務官) α日は青天井で良いのか。(⇒三宅代理から、α日は120日が基準になるが、総務省からは、120日かけても3,300枚しか開示できないと聞いており、例えば、3万枚の請求が来れば120日では対応できないことから、期限を設けることは困難である旨、窓口で請求者と担当者が歩み寄るのが本来の姿であり、その前提に立った立法が適当である旨説明。)

500日延長することもあり得るのであれば、500日延長するとの通知を受けた時点で、120日を待たずに訴訟を提起できるようにすれば良いのではないか。(⇒三宅代理から、行政訴訟手続きには時間がかかることもあります、ひとつの期限として120日を設けた方が良いと考える旨説明。)

(三木委員) 座長代理案では、120日が努力目標になり、実質的には期限が緩やかになるのではないか。

120日経過した後のスケジュール感が分からなければ、請求者は不服審査や訴訟を提起すべきか否か判断できない。訴訟には時間がかかる。(⇒三宅代理から、α日の通知の際、その理由も併せて提示されるので判断できる旨説明。)

(中島委員) 延長理由については、現状、「開示対象文書が大量である」と書かれている。もっと、実際上の理由が書かれる必要がある。

⇒所見：開示期限については、運用次第。

## 5. 開示手数料

(階政務官) 行政機関が開示対象文書を用意しても、開示実施を要求しない者がいる。開示請求手数料を廃止する場合、かかるケースで行政機関の負担が増す。そこで、総務省から、開示実施手数料の予納を提案したが、どうなったか。(⇒三宅代理から、論点整理に記載した旨説明。)

(橋本委員) 商業目的か否かの判断についてはこれまで議論があった。実際には、請求主体が事業者であれば、商業目的と判断することが妥当。

(三宅代理) 様々な基準を設けて、商業目的か否かを判断するのも一案であるが、窓口で色々と質問させることは、何人にも請求権を認めていたり法律の趣旨と適合しない。

(松村委員) 米国では、営利目的の請求については、人件費を加味して探索・審査手数料を設定している。改正案では、人件費を踏まえて手数料を徴収するのか。

(橋本委員) 人件費を加味した手数料は高額となることが予想され、そのような開示手数料を徴収しようとすると、商業目的であっても、非商業目的を偽装するような潜脱行為を惹起する。したがって、むしろ人件費を踏まえた手数料は適当でない。

⇒所見：総務省が提案する予納制度が実現すれば、大量開示請求は抑止できるか。

## 6. 内閣総理大臣の措置要求

(三宅代理) 行政不服審査法に基づく審査会への不服申立てと内閣総理大臣の措置要求が並列して置いて分かりにくい。全部不開示決定と一部不開示決定であって不服審査の対象となったものを内閣総理大臣に報告することとしてはどうか。

(階政務官) 諮問前でも全部不開示について総理に報告するというが、多忙な総理がチェックするのは困難。まずは諮問することとし、結果を総理に報告すべきではないか。

(橋本委員) 総理の措置要求は、沖縄問題、外交問題等、法令解釈や政治判断を伴うものを対象としてはどうか。不服申立てと総理の措置要求を絡めると、行政不服審査法全体の位置づけを分かりにくくしてしまう。

## 7. 不服申立てから答申までの期間

(三木委員) 不服申立てから諮問までの期間を14日と定めているが、諮問してからの期間を定めない限り、期間全体の短縮につながらない。実際、諮問してから3年経過しているのに答申されていないケースがある。

(橋本委員) 個別案件で諮問から答申までの日数を定めることは適当でない。たとえば、答申案を取りまとめて部会長に報告したところ、部会長がその答申案をひっくり返す場合、最初からやり直す必要が出てくる。

(橋本委員) 不服申立てから諮問までの期間が14日というのは、他の個別法の事例と比べても短すぎる。30日が適当ではないか。

## 8. ヴォーンインデックスの作成

(三木委員) ヴォーンインデックスは、審査会においても、平成17年以降作成されていないが、事務局に聞くと、ヴォーンインデックス的なものは作成されている。

(中島委員) 論点整理では、「裁判所からの求めがあれば」ヴォーンインデックスを作成するのは適当でない。最初から作成すべき。

(不明) 裁判所からの命令があれば作成するというので足りるのではないか。

## 9. 個人情報の不開示要件

(三木委員) 条例の99%は、個人情報の不開示要件を識別型としており、プライバシー型としていることは承知。しかしながら、識別型としているために、いろいろと問題が生じ、つきはぎ的に手当てしている（注：公務員の氏名開示に関する問題を指しているものと思料。）。情報公開法と個人情報保護法は切り離して考え、前者については、プライバシー型を採用すべき。

(三宅代理) 本チームだけでは結論を出せないので、申送り事項に入れることとしたい。

(了)